



発行 新潟県

第 48 号

令和5年6月23日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 760 救急病院等の指定（地域医療政策課）
- 761 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 762 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 763 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 764 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 765 換地処分（農地整備課）
- 766 公共測量の実施通知（監理課）
- 767 公共測量の実施通知（監理課）
- 768 公共測量の実施通知（監理課）
- 769 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 770 河川の浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の指定（河川管理課）

公 告

- 大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
- 新潟県農業大学校の学生募集（経営普及課）
- 家畜人工授精に関する講習会の開催（畜産課）
- 家畜人工授精に関する講習会修業試験の実施（畜産課）
- 一般競争入札の実施（港湾振興課）

選挙管理委員会告示

- 70 政治資金規正法による政治団体の届出（選挙管理委員会）
- 71 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）
- 72 政治資金規正法による政治団体の解散の届出（選挙管理委員会）
- 73 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨（選挙管理委員会）
- 74 政治資金規正法による資金管理団体の届出（選挙管理委員会）
- 75 政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消し等の届出（選挙管理委員会）
- 76 政治団体の収支報告書の訂正報告（選挙管理委員会）

監査委員公表

監査結果報告公表（監査委員事務局）

労働委員会公告

調停申請（労働委員会事務局総務課）



◎新潟県告示第760号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和5年6月23日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 五泉中央病院
- 2 所 在 地 五泉市太田489番地1

- 3 有効期間 令和5年7月9日から
令和8年7月8日まで

◎新潟県告示第761号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、妙高市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和5年6月23日

新潟県知事 花角 英世

- 1 検査の対象となる特定計量器
計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

| 検査日時 | | 検査場所 | 検査区域等 |
|---|--------------------------|-------------------|--|
| 7月24日（月） | 午後1時から4時まで | 妙高市関山コミュニティセンター入口 | 妙高市全域 |
| 7月25日（火） | 午前9時から正午まで 午後1時から4時まで | | |
| 7月26日（水） | 午前9時から正午まで 午後1時から4時まで | 妙高高原支所入口 | |
| 7月27日（木） | 午前9時から正午まで 午後1時から4時まで | | |
| 7月28日（金） | 午前9時から正午まで | 妙高市文化ホール ホワイエB | |
| 7月31日（月） | 午後1時から4時まで | | |
| 8月1日（火） | 午前9時から正午まで 午後1時から4時まで | | |
| 8月2日（水） | 午前9時から正午まで 午後1時から4時まで | | |
| 8月3日（木） | 午前9時から正午まで | | |
| 8月4日から令和6年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日及び令和6年1月2日、同月3日を除く。 | 午前9時30分から正午まで | 新潟県計量検定所 | 上記の未受検者 |
| | 午後1時から3時30分まで | 特定計量器の所在の場所 | 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器 |

- 3 実施機関
新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第762号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、新発田市の一部を受益地域とする県営中浦第1工区地区区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年6月23日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和5年6月26日から令和5年7月24日まで
- 3 縦覧に供する場所
新発田市役所地域整備庁舎
- 4 その他
(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第763号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、新発田市の一部を受益地域とする県営豊浦一区地区区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年6月23日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和5年6月26日から令和5年7月24日まで
- 3 縦覧に供する場所
新発田市役所地域整備庁舎
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第764号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、佐渡市の両津南部土地改良区の定款の変更を令和5年6月14日認可した。

令和5年6月23日

新潟県佐渡地域振興局長

◎新潟県告示第765号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、上越市を地域とする県営区画整理（農地環境整備）事業 道之下地区に係る換地処分をした。

令和5年6月23日

新潟県知事 花 角 英 世

◎新潟県告示第766号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、長岡市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年6月23日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（空中写真撮影）
- 2 作業期間 令和5年6月2日から令和6年3月31日まで
- 3 作業地域 長岡市全域

◎新潟県告示第767号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県長岡地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年6月23日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（ため池等整備事業 大江下流部地区 用地測量）
- 2 作業期間 令和5年3月29日から令和5年8月25日まで
- 3 作業地域 新潟県見附市石地町、明晶町 地内

◎新潟県告示第768号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県柏崎地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年6月23日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（県営ため池等整備事業中鯖石地区 排水路設計に関する測量）
- 2 作業期間 令和5年6月30日から令和5年9月30日まで
- 3 作業地域 新潟県柏崎市加納 地内

◎新潟県告示第769号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

令和5年6月23日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 処分をした年月日 令和5年6月14日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社 笠井建設
石瀬 幸枝
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市江南区祖父興野61
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般－1）第23222号
- 5 処分の内容
建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し（一部廃業）
- 6 処分の原因となった事実

令和5年5月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和5年6月14日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社 タント
菅沼 利春
- 3 主たる営業所の所在地
長岡市寺泊木島203-5
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-3)第46313号
- 5 処分の内容
土木工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消し(全部廃業)
- 6 処分の原因となった事実
令和5年5月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和5年6月14日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社 金子組
金子 貴弘
 - 3 主たる営業所の所在地
三条市鬼木3384
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-2)第5746号
 - 5 処分の内容
造園工事業に係る特定建設業の許可の取消し(一部廃業)
 - 6 処分の原因となった事実
令和5年6月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

◎新潟県告示第770号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項及び第3項により、次の河川の洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深を定めた。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局に備え置き、閲覧に供する。

令和5年6月23日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 洪水浸水想定区域を定める河川
姫川水系
下大野川
釜田川
虫川
琴沢川
濁澄川
根知川
島滝川
栗山川
赤石川
小滝川
入こん川
大所川
徳合川水系
徳合川
筒石川水系

筒石川
山王川水系
山王川
能生川水系
堂沢川
神明川
田麦平川
木浦川水系
木浦川
古川水系
古川
中央川水系
中央川
早川水系
早川
御溝川
姥川
谷根川
前川
前川水系
前川
海川水系
西川
八千川水系
八千川
田海川水系
田海川
青海川水系
青海川
歌川水系
歌川
外波川水系
外波川
境川水系
上路川

2 指定年月日

令和5年6月23日

公 告

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和5年6月23日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 コンパスタウン新発田舟入
所在地 新発田市舟入町3丁目1009番地

- 設置者 三菱HCキャピタル株式会社
- 2 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 柳井隆博
(変更後) 三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 久井大樹
- 3 変更年月日
令和5年4月1日
- 4 変更の理由
設置者の代表者変更のため
- 5 届出年月日
令和5年6月13日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和5年6月23日から令和5年10月23日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

新潟県農業大学の学生募集について(公告)

令和6年度の新潟県農業大学の学科学生を下記により募集する。

令和5年6月23日

新潟県農業大学校長 佐藤 一志

- 1 所在地
新潟県新潟市西蒲区巻甲12021
- 2 募集定員

| 学 科 | 募集定員 | 専攻部門 |
|-------|-------|----------------|
| 稲作経営科 | 40人程度 | 稲作専攻 |
| 園芸経営科 | 30人程度 | 野菜専攻、果樹専攻、花き専攻 |
| 畜産経営科 | 10人程度 | 酪農専攻、肉畜専攻 |
| 合 計 | 80人 | |

- 3 修業年限
2年(卒業時、短期大学卒業同等資格(人事院規則による。))
- 4 出願資格

(1) 推薦入校

本校の推薦入校試験は、学校長推薦と地域推薦とし、出願できる者はそれぞれ次のとおりとする。
なお、推薦入校者数は、募集定員のおおむね70%とする。

ア 学校長推薦の場合

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (7) 学校教育法((昭和22年法律第26号)。以下「学校教育法」という。)に基づく高等学校若しくは中等教育学校を令和6年3月卒業見込みの者
- (イ) 自立性と協調性に富み、心身ともに健全な者
- (ロ) 本校卒業後、新潟県内において就農(農業経営者のほか農業法人への就業等によるものを含む。)又は農業・農村地域の指導に携わる強い意志がある者
- (ハ) 高等学校長又は中等教育学校長が作成する調査書の「全体の学習成績の状況」が3.0以上の者
- (ニ) 合格した場合は、入校することを確約できる者

イ 地域推薦の場合

入校志願者の出身地を所管する農業普及指導センター所長若しくは出身地の市町村長が、次の各号のい

ずれにも該当すると認めた者とする。

(7) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者（卒業見込みの者は除く）又は校長がこれと同等以上の学力を有すると認めた者で、次のいずれかを満たす者

- a 認定新規就農者
- b 認定農業者の後継者

(4) 自立性と協調性に富み、心身ともに健全な者

(5) 本校卒業後、認定新規就農者にあつては新潟県内の地域において引き続き就農を継続する強い意志がある者、認定農業者の後継者にあつては新潟県内の当該経営を継承する強い意志がある者

(6) 合格した場合は、入校することを確約できる者

(2) 一般入校

次の各号のいずれにも該当する者とする。

ア 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者(令和6年3月卒業見込みの者を含む。)又は校長がこれと同等以上の学力を有すると認めた者

イ 自立性と協調性に富み、心身ともに健全な者

ウ 本校卒業後、新潟県内において就農（農業経営者のほか農業法人への就業等によるものを含む。）又は農業・農村地域の指導に携わる意志がある者

5 出願方法

(1) Webによる出願

ア 新潟県庁ホームページの電子申請システムにより、入校願書と顔写真を提出し、その他の調査書等は郵送又は持参によること。

イ その他の調査書等について郵送の場合、簡易書留とし、出願期間最終日の消印まで有効とする。持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。(土曜日、日曜日及び祝日は受付をしない。)

(2) 郵送又は持参による出願

ア 郵送の場合、簡易書留とし、出願期間最終日の消印まで有効とする。

イ 持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。(土曜日、日曜日及び祝日は受け付けをしない。)

6 出願書類

(1) Webによる出願

ア 入校願書

イ 顔写真（画像データ、形式JPEG、データ容量が100KB以下は不可）

(7) 出願前3か月以内に撮影した正面上半身脱帽無背景のもの（背景は無地とし、白、青、またはグレー壁で撮影したもの）

(4) 次のような写真は受付できない。

- ・被写体が小さい
- ・頭上の余白部分が多い
- ・画質が粗い

ウ 郵送書類

(7) 出身高等学校又は出身中等教育学校の調査書（厳封）

卒業後年数が経過したため調査書の発行が不可能な場合は、卒業証明書を提出すること。

また、最終学歴が高等学校又は中等教育学校以外の場合、最終出身学校の成績証明書もあわせて提出のこと。

(4) 営農状況等調査書

(5) 学校長推薦の入校志願者にあつては、高等学校長又は中等教育学校長の推薦書

(6) 地域推薦の入校志願者にあつては、入校志願者の出身地を所管する農業普及指導センター所長若しくは出身地の市町村長の推薦書、及び認定新規就農者は青年等就農計画認定書、認定農業者の後継者は農業経営改善計画認定書の写し

(2) 郵送又は持参による出願

ア 入校願書

イ 受験票

顔写真（出願前3か月以内に撮影した正面上半身脱帽縦4.5センチメートル×横3.5センチメートル）は裏面に氏名を記入し、写真貼付欄にのりつけること。

ウ 出身高等学校又は出身中等教育学校の調査書

卒業後年数が経過したため調査書の発行が不可能な場合は、卒業証明書を提出すること。

また、最終学歴が高等学校又は中等教育学校以外の場合、最終出身学校の成績証明書もあわせて提出のこと。

エ 営農状況等調査書

オ 学校長推薦の入校志願者にあつては、高等学校長又は中等教育学校長の推薦書

カ 地域推薦の入校志願者にあつては、入校志願者の出身地を所管する農業普及指導センター所長若しくは出身地の市町村長の推薦書、及び認定新規就農者は青年等就農計画認定書、認定農業者の後継者は農業経営改善計画認定書の写し

7 出願期間

(1) 推薦入校試験

ア 学校長推薦

令和5年10月2日(月)～10月6日(金)

イ 地域推薦

令和5年10月2日(月)～10月6日(金)

(2) 一般入校試験

ア 前期

令和5年11月13日(月)～11月17日(金)

イ 中期

令和6年1月9日(火)～1月12日(金)

ウ 後期

令和6年2月19日(月)～2月29日(木)

一般入校試験中期及び後期の募集定員数は、本校ホームページに掲載する。

なお、一般入校後期試験の募集定員は若干名とし、それまでの合格者数により実施しないことがある。

8 出願上の注意事項

(1) Webによる出願

ア 志望先として第2志望の学科専攻部門を申請することができる。

イ 調査書等を郵送する場合、封筒の表に「入校願書(学科)在中」と朱書きし、簡易書留とすること。

ウ 受験票返送用封筒を同封すること。(長3封筒に住所と氏名を記入し、簡易書留料金分の切手を貼付すること)

(2) 郵送又は持参による出願

ア 入校願書、受験票には、第2志望の学科専攻部門まで記入することができる。

イ 郵送で出願の場合、封筒の表に「入校願書(学科)在中」と朱書きし、簡易書留とすること。

ウ 受験票返送用封筒を同封すること。(長3封筒に住所と氏名を記入し、簡易書留料金分の切手を貼付すること)

(3) Webによる出願、郵送又は持参による出願(共通)

ア 障害等を有する入校志願者の事前相談について

本校に入校を志願する者で、障害を有する等、受験上又は修学上特別な配慮を必要とする者は、各入校試験出願開始日の1か月前までにその旨を記載した文書(様式任意)を提出すること。

必要に応じて、入校志願者又は関係者等と面談を行うことがある。

イ 出願資格の審査について

学科の一般入校において、学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者と同等以上の学力を有するとして志願を予定する者は、出願資格の審査のため、各入校試験出願開始日の1か月前までにその旨を記載した文書(様式任意)を提出すること。

必要に応じて、入校志願者及び関係者等と面談を行うことがある。

9 願書の提出先

新潟県新潟市西蒲区巻甲12021 新潟県農業大学校長

(郵便番号 953-0041 電話 0256-72-0133)

10 受験票

受験票は、出願期間終了後、受験番号を付して出願者本人に郵送する。

11 入校考査料 2,200円

- (1) Webによる出願
電子申請システムによるクレジット決済、ネットバンキング支払い及び当校の受付窓口でのクレジット決済のいずれかの方法により支払うこと。
- (2) 郵送又は持参による出願
上記金額分の新潟県収入証紙を新潟県内の第四北越銀行、大光銀行、各信用金庫、各信用組合等で購入し、「入校願書」に貼付すること。ただし、消印等はしないこと。
- (3) Webによる出願、郵送又は持参による出願（共通）
入校願書受付後は、原則として入校考査料は返還しない。

12 入校試験

- (1) 日時
 - ア 推薦入校試験
令和5年11月2日(木) 午前8時50分から
 - イ 一般入校試験
 - (ア) 前期
令和5年12月8日(金) 午前8時50分から
 - (イ) 中期
令和6年1月26日(金) 午前8時50分から
 - (ウ) 後期
令和6年3月11日(月) 午前8時50分から
- (2) 試験科目
 - ア 推薦入校試験
小論文、数的能力、適性検査及び面接
 - イ 一般入校試験
小論文、数的能力及び数学Ⅰ、化学基礎又は生物基礎のうち1科目選択、適性検査及び面接

13 合格発表

- (1) 発表日
 - ア 推薦入校試験
令和5年11月13日(月) 午前10時
 - イ 一般入校試験
 - (ア) 前期
令和5年12月18日(月) 午前10時
 - (イ) 中期
令和6年2月2日(金) 午前10時
 - (ウ) 後期
令和6年3月13日(水) 午前10時
- (2) 発表方法
合格者の受験番号を本校正面玄関内(ロビー)に掲示するとともに、本校ホームページ(<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/nogyodai/> ただし、公開は午前10時以降になる。)により発表する。
あわせて、合格者には誓約書のほか入校手続に必要な書類を送付する。
なお、不合格者には通知しない。
- (3) 追加合格
学科について、合格発表後、入校辞退者が生じた場合には、追加合格者を決定することがある。

14 個人情報の情報提供等

- (1) 個人情報の情報提供
個人情報の保護に関する法律に基づき、一般入校試験を受験した者は、口頭により以下の試験結果について情報提供を求めることができる。
 - ア 提供内容
学科の一般入校試験の科目別(小論文、数的能力及び数学Ⅰ、化学基礎又は生物基礎) 得点
 - イ 提供時期
 - (ア) 一般入校前期試験

令和5年12月18日(月)～令和6年1月18日(木)

(イ) 一般入校中期試験

令和6年2月2日(金)～3月1日(金)

(ウ) 一般入校後期試験

令和6年3月13日(水)～4月5日(金)

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。時間は午前9時から午後4時までとし、合格発表日は午前10時から午後4時までとする。

ウ 提供場所

新潟県農業大学校職員室(教科)

エ 申し出方法

受験者(本人に限る)が受験票を持参のうえ、提供場所にて口頭で申し出ること。

(2) 個人情報の利用

出願時に本校が取得した氏名、住所その他個人情報は、次の目的以外には利用しない。

ア 入校者選抜(出願処理、受験票発送、試験実施、成績処理等)、入校手続案内、入校者選抜に係る調査・研究等の入校試験事務及びこれらに付随する業務

イ 入校に伴う教務事務(学籍、修学指導等)、学生支援事務(健康管理、奨学資金申請、後援会等)、授業料等の収納事務及びこれらに付随する業務

15 入校手続

(1) 合格者は、校長が別に指定する期日までに誓約書を提出するとともに、必要な書類をそろえ、入校手続を行うこと。

(2) 誓約書を校長が指定する期日までに提出しない者は、合格を取り消すことがある。

16 入校料

本校に入校しようとする者は、5,650円(予定)の入校料を入校手続する際に納めること。

なお、納入した入校料及び書類は、理由のいかんを問わず返還しない。

17 授業料及び寄宿料

学生は、月額9,900円(予定)の授業料及び月額1,980円(予定)の寄宿料を毎月25日までに納めること。

なお、授業料の納付が困難と認められた場合、授業料を減免する制度がある。

18 その他経費

学生は、次の経費が必要となる。

教科書、実習用被服費等の諸経費、海外研修費、食費、学生寮で要する光熱水費、学生自治会費及び後援会費等の経費(1人年間約90万円)

19 就農予定者への修学資金の貸与

就農予定者で一定の貸与要件を満たす者は、選考により、在学中に新潟県農業大学校修学資金を借り受けることができる。

(1) 貸与額

月額16,000円(予定)

(2) 利子

無利子

(3) 貸与要件

ア 卒業後、県内において就農を予定する者

イ 学業成績が優秀である者

ウ 経済的に修学が困難な者

(4) 卒業後に一定の要件のもと就農した場合は、返還免除を申請することができる。

20 奨学金

就農予定の有無にかかわらず、独立行政法人日本学生支援機構、新潟県及びその他奨学金制度を設けている機関・団体が規定する基準・要件を満たす者は、選考により、在学中に奨学金を借り受けることができる。

21 学生寮への入寮

(1) 学科1学年は、原則として全寮制とする。

(2) 学科2学年は、相当な理由がある場合には自宅からの通学を認める場合もある。

22 その他

募集要項及び入校願書等については、ホームページからダウンロードし印刷して利用するか、本校又は最寄

りの農業普及指導センターへ請求すること。

家畜人工授精に関する講習会の開催について（公告）

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

令和5年6月23日

新潟県知事 花 角 英 世

1 期間

令和5年8月21日（月）から9月13日（水）まで

2 場所

新潟市西蒲区巻甲12021 新潟県農業大学校

3 対象となる家畜の種類

牛

4 受講手続

新潟県家畜人工授精師養成講習会規程（昭和28年新潟県告示第1155号）第6条の規定による受講願に履歴書を添え、7月25日（火）まで（必着）に所轄の家畜保健衛生所へ提出すること。

5 受講募集人数

10人程度（受講希望者が募集人員を超過した場合は選考により受講者を決定する）

6 受講資格

家畜人工授精師の免許を受けようとする者で、家畜改良増殖法第17条の規定に該当しない者。

7 受講経費

テキスト等教材費 20,000 円程度

8 問合せ先

新潟県農林水産部畜産課 025-280-5308

新潟県中央家畜保健衛生所 0256-88-3141

新潟県中央家畜保健衛生所佐渡支所 0259-63-2676

新潟県下越家畜保健衛生所 0254-22-3067

新潟県中越家畜保健衛生所 025-794-2121

新潟県上越家畜保健衛生所 025-526-9441

家畜人工授精に関する講習会修業試験の実施について（公告）

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定による令和5年度家畜人工授精講習会修了者への修業試験を次のとおり実施する。

令和5年6月23日

新潟県知事 花 角 英 世

1 期間

令和5年9月14日（木）及び15日（金）

2 場所

新潟市西蒲区巻甲12021 新潟県農業大学校

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟東港臨海用地造成事業会計所有土地の処分について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和5年6月23日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

| 番号 | 物件名 | 所在地 | 種別 | 実測面積 | 坪数 |
|----|-------------------|-----------------------------|-----|-------------------------|-------|
| 1 | 11町歩 (臨港道路隣接地) | 新潟市北区島見町字下往来 197番4、200番7 | 雑種地 | 1,348.72 m ² | 約408坪 |

(2) 物件の仕様等

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国税、県又は市町村税を滞納している者でないこと。

(3) 新潟県暴力団排除条例（平成23年3月29日条例第23号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有す者でないこと。

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条第2項に掲げる処分を受けている団体若しくは過去に受けたことのある団体及びこれらに所属している者でないこと。

(5) 当該売払物件に係る入札の入札参加申込書を提出し、入札参加を認められた者であること。

(6) この入札に関する事務に従事する県職員でないこと。

3 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県交通政策局 港湾振興課 万代島振興・東港係

電話番号 025-280-5100

Eメール ngt170010@pref.niigata.lg.jp

入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、新潟県ホームページで公開する。

4 入札・開札日時及び場所

(1) 日時

令和5年7月14日（金）13時30分

(2) 場所

新潟県入札室（行政庁舎16階）

5 その他

(1) 入札保証金

入札書に記載された金額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。

(3) 落札者の決定方法

有効な入札を行った者のうち、予定価格以上で最も高い金額の入札者を落札者とする。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書を令和5年7月7日（金）17時までに上記3の場所に提出しなければならない。なお、提出書類等詳細については入札説明書による。

また、入札者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第70号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和5年6月23日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 政党の支部

(イ) 法19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 公職の種類 (第1号) | 一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部 | 届出年月日 |
|-----------------|--------|----------|----------------|----------------|--------------------------|----------|
| 自由民主党新潟県第四選挙区支部 | 鷺尾英一郎 | 酒井啓吉 | 新潟県長岡市蓮潟5-1-72 | 衆議院議員 | ○ | R5.05.12 |

(ロ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部 | 届出年月日 |
|-------------|--------|----------|--------------------------|--------------------------|----------|
| 参政党新潟県支部連合会 | 今井裕 | 稲村隆行 | 新潟県三条市荒町1丁目12-30モール荒町201 | ○ | R5.05.29 |
| 参政党新潟県第3支部 | 小林義達 | 塚野聡 | 新潟県新発田市本町4-6-1 | ○ | R5.05.25 |

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 公職の候補者の氏名及び公職の種類（第2号） | 届出年月日 |
|-----------|--------|----------|------------------|-----------------------|----------|
| 宇洋会 | 石田悦秋 | 川久保孝子 | 新潟県新発田市中央町2-4-21 | 黒岩宇洋、衆議院議員 | R5.05.25 |
| 新潟の未来を拓く会 | 袖山由美子 | 川久保孝子 | 新潟県新発田市中央町2-4-21 | 黒岩宇洋、衆議院議員 | R5.05.25 |

(ロ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|--------------|--------|----------|-----------------------|----------|
| 今田あき後援会 | 今田亜樹 | 峯村伸一 | 新潟県妙高市大濁1607-5 | R5.05.02 |
| うおのひろきを応援する会 | 魚野洋樹 | 魚野友樹 | 新潟県五泉市本町2丁目4-23-1 | R5.05.22 |
| 川上りな後援会 | 川上りな | 川上りな | 新潟県北蒲原郡聖籠町諏訪山1551番地19 | R5.05.02 |
| よしはら利昌後援会 | 葭原利昌 | 宮腰知博 | 新潟県妙高市広島2-14-8 | R5.05.17 |
| 吉村重敏後援会 | 原山文男 | 福島徳治 | 新潟県十日町市中条甲1906番地 | R5.05.24 |
| 渡辺よしなり後援会 | 渡辺能成 | 後藤健二 | 新潟県妙高市大字二俣373-3 | R5.05.12 |

◎新潟県選挙管理委員会告示第71号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年6月23日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 政党の支部

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|------------------------|--------|----------------------|----------------------|-----------------------|----------------------|
| 自由民主党 胎内支部 | 森田幸衛 | 主たる事務所の所在地 代表者の氏名 | 新潟県胎内市新和町2-4 森田幸衛 | 新潟県胎内市野中260-1 吉田和夫 | R5.05.15 R5.05.15 |
| 自由民主党 長岡支部 | 鷺尾英一郎 | 代表者の氏名 | 鷺尾英一郎 | 五井文雄 | R5.05.13 |
| 自由民主党 新潟県支部 連合会 | 高鳥修一 | 会計責任者の氏名 | 岩村良一 | 桜井甚一 | R5.05.20 |
| 自由民主党 新潟県衆議院選挙区第五支部 | 高鳥修一 | 政治団体の名称 | 自由民主党新潟県衆議院選挙区第五支部 | 自由民主党新潟県第六選挙区支部 | R5.04.28 |
| 自由民主党 新潟県第二選挙区支部 | 細田健一 | 主たる事務所の所在地 | 新潟県燕市井土巻4丁目21番地 | 新潟県柏崎市東本町2-3-30 | R5.05.01 |
| 自由民主党 新潟県ときわ会支部 | 佐藤賢也 | 会計責任者の氏名 | 高橋俊幸 | 渡辺進 | R5.05.01 |
| 自由民主党 巻支部 | 佐藤元 | 会計責任者の氏名 | 阿部尚子 | 石川和子 | R5.03.28 |
| 参政党新潟 下越支部 | 木村純 | 会計責任者の氏名 | 木村純 | 小田陽一 | R5.03.31 |
| 参政党新潟 県第1支部 | 木村純 | 政治団体の名称 会計責任者の氏名 | 参政党新潟県第1支部 鷺津厚司 | 参政党新潟下越支部 木村純 | R5.05.25 R5.05.25 |

| | | | | | |
|----------------|------|--------------|----------------|-----------------|----------|
| 参政党新潟 県第2支部 | 真保博文 | 政治団体の名 称 | 参政党新潟県第2 支部 | 参政党新潟第2県 央支部 | R5.05.29 |
| | | 代表者の氏名 | 真保博文 | 今井裕 | R5.05.29 |
| | | 会計責任者の 氏名 | 石丸美也子 | 稲村隆行 | R5.05.29 |

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体 の名称 | 代表者 の氏名 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|-----------------------|------------|----------------|---|------------------------------------|----------|
| いわさわ愛 後援会 | 岩澤三郎 | 政治団体の名 称 | いわさわ愛後援会 | 岩澤愛後援会 | R5.04.24 |
| | | 代表者の氏名 | 岩澤三郎 | 佐藤一 | R5.04.24 |
| 高橋さとこ 後援会 | 丸山建藏 | 主たる事務所 の所在地 | 新潟県新潟市中央 区関屋田町1-27 -1吉田アパート 1階 | 新潟県新潟市中央 区浜浦町1-63 コーポハマ101号室 | R5.05.01 |
| 高橋さとこ を市議会へ 送る会 | 高橋聡子 | 主たる事務所 の所在地 | 新潟県新潟市中央 区関屋田町1-27 -1吉田アパート 1階 | 新潟県新潟市中央 区浜浦町1-63 コーポハマ101号室 | R5.05.01 |
| 森田こうえ い後援会 | 水澤勝正 | 主たる事務所 の所在地 | 新潟県胎内市新和 町2-4 | 新潟県胎内市北成 田1676-1 | R5.04.17 |

◎新潟県選挙管理委員会告示第72号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年6月23日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 政治団体の名称

ア . 政党の支部

| 政治団体の名称 | 代表者 の氏名 | 解散年月日 |
|---------------------|------------|----------|
| 自由民主党新潟県胎内市第一支部 | 富樫一成 | R5.04.28 |
| 自由民主党新潟県長岡市・古志郡第一支部 | 星野伊佐夫 | R5.03.31 |

イ . その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称 | 代表者 の氏名 | 解散年月日 |
|------------------|------------|----------|
| 柏経済研究会 | 星野伊佐夫 | R5.03.31 |
| 金子照夫とながおかを明るくする会 | 金子照夫 | R5.05.28 |
| 小山よしもと後援会 | 川崎正秀 | R5.04.30 |

| | | |
|----------------|-------|------------|
| 小山よしもと県政ネットワーク | 小山芳元 | R5. 04. 30 |
| 新未来政策研究会 | 富樫一成 | R5. 04. 28 |
| 星山会 | 小林立憲 | R5. 03. 31 |
| せきね一義後援会 | 関根一義 | R5. 04. 30 |
| 高野正義後援会 | 今井寿郎 | R5. 04. 30 |
| とがし一成後援会 | 堀学 | R5. 04. 28 |
| 星野伊佐夫後援会 | 星野伊佐夫 | R5. 03. 31 |
| 本田つよし後援会 | 本田剛 | R5. 04. 30 |
| 山賀一雄後援会 | 和田三郎 | R5. 04. 30 |
| 横尾ゆきひで後援会 | 横尾幸秀 | R5. 04. 29 |
| 吉村重敏後援会 | 原山文男 | R4. 12. 31 |
| わかい恵子後援会 | 若井恵子 | R5. 05. 09 |

◎新潟県選挙管理委員会告示第73号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和5年6月23日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

令和4年分

(単位 円)

[その他の団体]

吉村重敏後援会

報告年月日 05. 04. 14(04. 12. 31解散)

| | |
|--------|-------|
| 1 収入総額 | 1,971 |
| 前年繰越額 | 1,971 |
| 2 支出総額 | 0 |

◎新潟県選挙管理委員会告示第74号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和5年6月23日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

| 資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定年月日 |
|-----------------------|-------|-----------|------------|-------|
|-----------------------|-------|-----------|------------|-------|

| | | | | |
|------|-------|---------|----------------|------------|
| 今田亜樹 | 市議会議員 | 今田あき後援会 | 新潟県妙高市大濁1607-5 | R5. 04. 30 |
|------|-------|---------|----------------|------------|

◎新潟県選挙管理委員会告示第75号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消し等の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年6月23日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 法第19条第3項第1号による届出

| 資金管理団体の届出 | 資金管理団体の名称 | 資金管理団体で |
|-----------|-----------|---------|
|-----------|-----------|---------|

をした者の氏名 なくなった年月日
 若井恵子 わかい恵子後援会 R5.05.09

(1) 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出 資金管理団体の名称 資金管理団体で
 をした者の氏名 なくなった年月日
 本田剛 本田つよし後援会 R5.04.28

◎新潟県選挙管理委員会告示第76号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、令和3年11月26日付け新潟県選挙管理委員会告示第92号の一部を次のとおり改める。

令和5年6月23日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

訂正報告年月日 令和5年5月18日

政治団体の名称 たきざわ亮後援会

(報告年月日 令和3年3月31日)中

| 項 目 | 訂 正 後 | 訂 正 前 |
|------------------|---------------|---------------|
| 5 寄附の内訳 〔個人分〕 | | |
| 滝沢亮 | 2,200,000 三条市 | 700,000 三条市 |
| 外山晴一 | | 1,500,000 三条市 |

監査委員公表

監 査 結 果 報 告 公 表

新潟県監査基準(令和2年2月25日監査委員決定)に準拠し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年6月23日

新潟県監査委員 八 木 浩 幸

新潟県監査委員 小 島 義 徳

新潟県監査委員 小 島 晋

新潟県監査委員 岡 俊 幸

1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに同条第2項に規定する事務の執行(以下「財務事務の執行等」という。)を対象として監査を実施した。

2 監査の着眼点(評価項目)

監査委員による監査は、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から監査するものである。

3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、新潟県監査基準に基づき、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 監査の結果

財務事務の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、概ね適正に行われているが、一部におい

て是正又は改善を要する事項等が認められた。

【監査結果の区分（是正又は改善を要する事項等）】

| 区 分 | 内 容 |
|------|--|
| 指摘事項 | 明らかに違法又は不当なもの、著しく不経済な行為又は著しい損害が生じているもの 等 |
| 注意事項 | 是正又は改善を要する事項で、指摘事項までに至らないもの |
| 検討事項 | 指摘事項、注意事項に該当しないが、行政行為の経済性・効率性・有効性や行政目標・達成手段の妥当性等に関して是正、改善の検討を求めるもの |

監査対象所属ごとの監査結果は、次のとおりである。

普通会計
(総務部)

| 監査対象所属 | 監査年月日 | 監査対象年度及び期間 | | 監査の結果等 |
|--------|-----------|------------|----------------------------|--|
| | | 対象年度 | 対象期間 | |
| 自治研修所 | 令和5年3月27日 | 令和3年度 | 令和4年1月1日から 令和4年3月31日まで | 適正と認めた。 (注意事項) 県有財産の管理に関する事項 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年12月31日まで | |

(環境局)

| 監査対象所属 | 監査年月日 | 監査対象年度及び期間 | | 監査の結果等 |
|------------|-----------|------------|----------------------------|--------------------|
| | | 対象年度 | 対象期間 | |
| 佐渡トキ保護センター | 令和5年3月17日 | 令和3年度 | 令和4年1月1日から 令和4年3月31日まで | 適正と認めた。 同 上 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年12月31日まで | |

(防災局)

| 監査対象所属 | 監査年月日 | 監査対象年度及び期間 | | 監査の結果等 |
|-----------|-----------|------------|----------------------------|-------------------------------------|
| | | 対象年度 | 対象期間 | |
| 消防学校 | 令和5年3月23日 | 令和3年度 | 令和4年1月1日から 令和4年3月31日まで | 適正と認めた。 (注意事項) 過誤払いに関する事項 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年12月31日まで | |
| 放射線監視センター | 令和5年3月17日 | 令和3年度 | 令和4年1月1日から 令和4年3月31日まで | 適正と認めた。 (注意事項) 交通事故に関する事項 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年12月31日まで | |

(福祉保健部)

| 監査対象所属 | 監査年月日 | 監査対象年度及び期間 | | 監査の結果等 |
|--------------|-----------|------------|----------------------------|---|
| | | 対象年度 | 対象期間 | |
| はまぐみ小児療育センター | 令和5年3月6日 | 令和3年度 | 令和4年1月1日から 令和4年3月31日まで | 適正と認めた。 (注意事項) 歳入の収納に関する事項 個人情報等の取扱いに関する事項 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年12月31日まで | |
| 新潟学園 | 令和5年2月14日 | 令和3年度 | 令和3年12月1日から 令和4年3月31日まで | 適正と認めた。 (注意事項) 県有財産の管理に関する事項 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年11月30日まで | |

(産業労働部)

| 監査対象所属 | 監査年月日 | 監査対象年度及び期間 | | 監査の結果等 |
|--------|-----------|------------|----------------------------|--------------------|
| | | 対象年度 | 対象期間 | |
| 大阪事務所 | 令和5年2月17日 | 令和3年度 | 令和3年12月1日から 令和4年3月31日まで | 適正と認めた。 同 上 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年11月30日まで | |

| | | | | |
|-------------------------|----------|-------|----------------------------|--------------------------|
| 工業技術総合研究所 | 令和5年3月1日 | 令和3年度 | 令和4年1月1日から 令和4年3月31日まで | (注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年12月31日まで | (注意事項) 歳入の収納に関する事項 |
| 工業技術総合研究所下越 技術支援センター | 令和5年3月1日 | 令和3年度 | 令和4年1月1日から 令和4年3月31日まで | 適正と認めた。 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年12月31日まで | 同 上 |

(観光文化スポーツ部)

| 監査対象所属 | 監査年月日 | 監査対象年度及び期間 | | 監査の結果等 |
|--------|-----------|------------|----------------------------|--|
| | | 対象年度 | 対象期間 | |
| 歴史博物館 | 令和5年1月17日 | 令和3年度 | 令和3年11月1日から 令和4年3月31日まで | 適正と認めた。 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年10月31日まで | (注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 業務管理に関する事項 |
| 万代島美術館 | 令和5年2月28日 | 令和3年度 | 令和4年1月1日から 令和4年3月31日まで | 適正と認めた。 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年12月31日まで | (注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項 |

(農林水産部)

| 監査対象所属 | 監査年月日 | 監査対象年度及び期間 | | 監査の結果等 |
|------------------------|-----------|------------|----------------------------|--------------------------|
| | | 対象年度 | 対象期間 | |
| 農業総合研究所食品研究 センター | 令和5年3月6日 | 令和3年度 | 令和4年1月1日から 令和4年3月31日まで | 適正と認めた。 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年12月31日まで | (注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 |
| 農業総合研究所高冷地農 業技術センター | 令和5年5月15日 | 令和3年度 | 令和4年2月1日から 令和4年3月31日まで | 適正と認めた。 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和5年2月28日まで | 同 上 |
| 農業総合研究所佐渡農業 技術センター | 令和5年3月24日 | 令和3年度 | 令和4年1月1日から 令和4年3月31日まで | 同 上 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年12月31日まで | 同 上 |
| 妙法育成牧場 | 令和5年5月15日 | 令和3年度 | 令和4年2月1日から 令和4年3月31日まで | 同 上 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和5年2月28日まで | 同 上 |
| 中央家畜保健衛生所佐渡 支所 | 令和5年3月22日 | 令和3年度 | 令和4年1月1日から 令和4年3月31日まで | 同 上 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年12月31日まで | 同 上 |
| 下越家畜保健衛生所 | 令和5年4月12日 | 令和3年度 | 令和3年12月1日から 令和4年3月31日まで | 同 上 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年11月30日まで | 同 上 |

| | | | | | |
|-------------------|-----------|-------|----------------------------|---|---|
| 水産海洋研究所佐渡水産技術センター | 令和5年3月16日 | 令和3年度 | 令和4年1月1日から 令和4年3月31日まで | 同 | 上 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年12月31日まで | 同 | 上 |

(十日町地域振興局)

| 監査対象所属 | 監査年月日 | 監査対象年度及び期間 | | 監査の結果等 | |
|--------|-----------|------------|----------------------------|--------------------------|--|
| | | 対象年度 | 対象期間 | | |
| 健康福祉部 | 令和5年3月15日 | 令和3年度 | 令和3年12月1日から 令和4年3月31日まで | 適正と認めた。 | |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和5年1月31日まで | (注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項 | |

(糸魚川地域振興局)

| 監査対象所属 | 監査年月日 | 監査対象年度及び期間 | | 監査の結果等 | |
|--------|-----------|------------|---------------------------|---------|---|
| | | 対象年度 | 対象期間 | | |
| 健康福祉部 | 令和5年3月15日 | 令和3年度 | 令和4年1月1日から 令和4年3月31日まで | 適正と認めた。 | |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和5年1月31日まで | 同 | 上 |

(教育庁)

| 監査対象所属 | 監査年月日 | 監査対象年度及び期間 | | 監査の結果等 | |
|----------|-----------|------------|----------------------------|--------------------------|---|
| | | 対象年度 | 対象期間 | | |
| 教育センター | 令和5年3月2日 | 令和3年度 | 令和3年12月1日から 令和4年3月31日まで | 適正と認めた。 | |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年11月30日まで | (注意事項) 物品の管理に関する事項 | |
| 新潟江南高等学校 | 令和5年3月22日 | 令和3年度 | 令和3年12月1日から 令和4年3月31日まで | 適正と認めた。 | |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年12月31日まで | (注意事項) 物品の管理に関する事項 | |
| 新潟北高等学校 | 令和5年3月13日 | 令和3年度 | 令和3年12月1日から 令和4年3月31日まで | 適正と認めた。 | |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年12月31日まで | 同 | 上 |
| 新潟工業高等学校 | 令和5年3月13日 | 令和3年度 | 令和4年1月1日から 令和4年3月31日まで | 同 | |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年12月31日まで | 同 | |
| 新潟商業高等学校 | 令和5年2月13日 | 令和3年度 | 令和3年12月1日から 令和4年3月31日まで | (注意事項) 徴収金会計に関する事項 | |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年11月30日まで | 適正と認めた。 | |
| 新津工業高等学校 | 令和5年3月6日 | 令和3年度 | 令和3年12月1日から 令和4年3月31日まで | (注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 | |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年11月30日まで | (注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 | |

| | | | | |
|----------|-----------|-------|----------------------------|---|
| 新津南高等学校 | 令和5年3月22日 | 令和3年度 | 令和3年12月1日から 令和4年3月31日まで | 適正と認めた。 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年11月30日まで | (注意事項) 物品の管理に関する事項 |
| 白根高等学校 | 令和5年3月29日 | 令和3年度 | 令和3年12月1日から 令和4年3月31日まで | 適正と認めた。 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年12月31日まで | 同 上 |
| 村松高等学校 | 令和5年3月22日 | 令和3年度 | 令和3年11月1日から 令和4年3月31日まで | 同 上 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年10月31日まで | 同 上 |
| 新発田南高等学校 | 令和5年2月21日 | 令和3年度 | 令和3年12月1日から 令和4年3月31日まで | 同 上 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年11月30日まで | (注意事項) 物品の管理に関する事項 |
| 加茂農林高等学校 | 令和5年1月30日 | 令和3年度 | 令和3年11月1日から 令和4年3月31日まで | 適正と認めた。 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年10月31日まで | (注意事項) 交通事故に関する事項 |
| 小千谷西高等学校 | 令和5年3月22日 | 令和3年度 | 令和3年11月1日から 令和4年3月31日まで | (注意事項) 徴収金会計に関する事項 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年10月31日まで | 適正と認めた。 |
| 塩沢商工高等学校 | 令和5年3月22日 | 令和3年度 | 令和3年11月1日から 令和4年3月31日まで | (指摘事項) 学校徴収金について、誤った事務処理により旅行積立(3年)会計の残金を学年費(3年)会計に入金し、また、当該残金を含めずに同会計の決算を行っていた。加えて、書類の保管状況にも不備があった。 前回の監査において注意したにもかかわらず、事務処理が適正に行われておらず、出納責任者や総括責任者の管理及び監督が十分ではなかったと認められる。 組織的な業務管理を十分にを行い、再発防止策を徹底されたい。 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年10月31日まで | 適正と認めた。 |
| 十日町高等学校 | 令和5年3月15日 | 令和3年度 | 令和3年11月1日から 令和4年3月31日まで | (注意事項) 徴収金会計に関する事項 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和5年1月31日まで | (注意事項) 県管理施設の維持管理に関する事項 徴収金会計に関する事項 |
| 松代高等学校 | 令和5年3月15日 | 令和3年度 | 令和3年11月1日から 令和4年3月31日まで | 適正と認めた。 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和5年1月31日まで | 同 上 |
| 出雲崎高等学校 | 令和5年3月7日 | 令和3年度 | 令和4年1月1日から 令和4年3月31日まで | 同 上 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年12月31日まで | 同 上 |
| 高田高等学校 | 令和5年3月22日 | 令和3年度 | 令和3年11月1日から 令和4年3月31日まで | 同 上 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和5年1月31日まで | (注意事項) 交通事故に関する事項 |

| | | | | |
|------------|-----------|-------|----------------------------|--|
| 高田北城高等学校 | 令和5年3月14日 | 令和3年度 | 令和3年11月1日から 令和4年3月31日まで | 適正と認めた。 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和5年1月31日まで | 同 上 |
| 上越総合技術高等学校 | 令和5年3月6日 | 令和3年度 | 令和3年12月1日から 令和4年3月31日まで | (注意事項) 徴収金会計に関する事項 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年12月31日まで | (注意事項) 物品の管理に関する事項 |
| 新井高等学校 | 令和5年3月1日 | 令和3年度 | 令和3年12月1日から 令和4年3月31日まで | 適正と認めた。 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年10月31日まで | 同 上 |
| 糸魚川白嶺高等学校 | 令和5年3月2日 | 令和3年度 | 令和3年11月1日から 令和4年3月31日まで | 同 上 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年12月31日まで | (注意事項) 県有財産の管理に関する事項 物品の管理に関する事項 |
| 海洋高等学校 | 令和5年3月27日 | 令和3年度 | 令和4年1月1日から 令和4年3月31日まで | (注意事項) 徴収金会計に関する事項 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和5年1月31日まで | (注意事項) 物品の管理に関する事項 |
| 羽茂高等学校 | 令和5年3月16日 | 令和3年度 | 令和4年1月1日から 令和4年3月31日まで | 適正と認めた。 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年12月31日まで | 同 上 |
| 佐渡総合高等学校 | 令和5年3月29日 | 令和3年度 | 令和4年1月1日から 令和4年3月31日まで | 同 上 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和5年1月31日まで | 同 上 |
| 村上中等教育学校 | 令和5年2月20日 | 令和3年度 | 令和3年11月1日から 令和4年3月31日まで | 同 上 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年10月31日まで | 同 上 |
| 柏崎翔洋中等教育学校 | 令和5年3月17日 | 令和3年度 | 令和4年1月1日から 令和4年3月31日まで | 同 上 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年12月31日まで | (注意事項) 物品の管理に関する事項 |
| 津南中等教育学校 | 令和5年2月20日 | 令和3年度 | 令和3年11月1日から 令和4年3月31日まで | (注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 業務管理に関する事項 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年11月30日まで | (注意事項) 徴収金会計に関する事項 |
| 佐渡中等教育学校 | 令和5年3月24日 | 令和3年度 | 令和4年1月1日から 令和4年3月31日まで | (注意事項) 徴収金会計に関する事項 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和5年1月31日まで | 適正と認めた。 |
| 新潟盲学校 | 令和5年2月28日 | 令和3年度 | 令和3年12月1日から 令和4年3月31日まで | 同 上 |
| 新潟聾学校 | 令和5年2月28日 | 令和3年度 | 令和3年12月1日から 令和4年3月31日まで | 同 上 |
| 新潟よつば学園 | 令和5年2月28日 | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年12月31日まで | 同 上 |

| | | | | | |
|-------------|-----------|-------|----------------------------|---------|----------------|
| 江南高等特別支援学校 | 令和5年2月10日 | 令和3年度 | 令和3年12月1日から 令和4年3月31日まで | 同 | 上 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年11月30日まで | 同 | 上 |
| 川西高等特別支援学校 | 令和5年3月16日 | 令和3年度 | 令和3年12月1日から 令和4年3月31日まで | 同 | 上 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和5年1月31日まで | 同 | 上 |
| 村上特別支援学校 | 令和5年3月17日 | 令和3年度 | 令和4年2月1日から 令和4年3月31日まで | (注意事項) | 徴収金会計に関する事項 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年12月31日まで | 適正と認めた。 | |
| 新発田竹俣特別支援学校 | 令和5年3月8日 | 令和3年度 | 令和3年12月1日から 令和4年3月31日まで | 同 | 上 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年11月30日まで | 同 | 上 |
| 月ヶ岡特別支援学校 | 令和5年3月3日 | 令和3年度 | 令和4年1月1日から 令和4年3月31日まで | 同 | 上 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年11月30日まで | 同 | 上 |
| 小出特別支援学校 | 令和5年3月3日 | 令和3年度 | 令和3年11月1日から 令和4年3月31日まで | (注意事項) | 契約及び履行確認に関する事項 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年10月31日まで | 適正と認めた。 | |
| はまなす特別支援学校 | 令和5年3月8日 | 令和3年度 | 令和4年1月1日から 令和4年3月31日まで | 同 | 上 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年12月31日まで | 同 | 上 |
| 佐渡特別支援学校 | 令和5年3月8日 | 令和3年度 | 令和3年12月1日から 令和4年3月31日まで | 同 | 上 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年12月31日まで | 同 | 上 |
| 東新潟特別支援学校 | 令和5年3月29日 | 令和3年度 | 令和4年2月1日から 令和4年3月31日まで | (注意事項) | 徴収金会計に関する事項 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年12月31日まで | 適正と認めた。 | |
| 吉田特別支援学校 | 令和5年3月8日 | 令和3年度 | 令和4年1月1日から 令和4年3月31日まで | 同 | 上 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和5年1月31日まで | 同 | 上 |
| 柏崎特別支援学校 | 令和5年3月1日 | 令和3年度 | 令和4年2月1日から 令和4年3月31日まで | 同 | 上 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年12月31日まで | 同 | 上 |
| 新潟県立幼稚園 | 令和5年3月6日 | 令和3年度 | 令和3年12月1日から 令和4年3月31日まで | 同 | 上 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年12月31日まで | 同 | 上 |

(警察本部)

| 監査対象所属 | 監査年月日 | 監査対象年度及び期間 | | 監査の結果等 |
|--------|-----------|------------|----------------------------|--|
| | | 対象年度 | 対象期間 | |
| 新潟警察署 | 令和5年3月17日 | 令和3年度 | 令和4年1月1日から 令和4年3月31日まで | (注意事項) 交通事故に関する事項 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年12月31日まで | (指摘事項) 公務中における職員の交通事故が4件あり、 相手方に2,585,209円損害賠償したほか、公 用車の修理費として207,053円支出したも のがあった。 県民の交通事故防止を担う警察として、職 員の安全運転の徹底に努められたい。 |
| 新潟西警察署 | 令和5年3月15日 | 令和3年度 | 令和4年1月1日から 令和4年3月31日まで | (注意事項) 交通事故に関する事項 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年12月31日まで | (注意事項) 交通事故に関する事項 |
| 西蒲警察署 | 令和5年3月13日 | 令和3年度 | 令和3年12月1日から 令和4年3月31日まで | 適正と認めた。 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年12月31日まで | (注意事項) 支出に係る帳票等及び証拠書類に関する事項 |
| 村上警察署 | 令和5年3月13日 | 令和3年度 | 令和3年12月1日から 令和4年3月31日まで | 適正と認めた。 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年12月31日まで | 同 上 |
| 燕警察署 | 令和5年3月7日 | 令和3年度 | 令和4年1月1日から 令和4年3月31日まで | 同 上 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年12月31日まで | (注意事項) 交通事故に関する事項 |
| 小千谷警察署 | 令和5年2月1日 | 令和3年度 | 令和3年12月1日から 令和4年3月31日まで | 適正と認めた。 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年11月30日まで | 同 上 |
| 柏崎警察署 | 令和5年3月17日 | 令和3年度 | 令和3年12月1日から 令和4年3月31日まで | (注意事項) 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年12月31日まで | (注意事項) 支出事務手続に関する事項 |
| 糸魚川警察署 | 令和5年3月28日 | 令和3年度 | 令和4年1月1日から 令和4年3月31日まで | 適正と認めた。 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年12月31日まで | 同 上 |
| 佐渡警察署 | 令和5年3月27日 | 令和3年度 | 令和4年1月1日から 令和4年3月31日まで | (注意事項) 交通事故に関する事項 |
| | | 令和4年度 | 令和4年4月1日から 令和4年12月31日まで | 適正と認めた。 |

労働委員会公告

調停申請について(公告)

新潟県厚生連第一労働組合から、労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第18条第3号の規定による調停申請があったので、労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第7条第2項及び労働委員会規則(昭和24年中央

労働委員会規則第1号)第77条の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年6月23日

新潟県労働委員会

会長 櫻井 英喜

- 1 申請年月日
令和5年6月14日
- 2 関係当事者
申請者(組合側) 新潟県厚生連第一労働組合
被申請者(使用者側) 新潟県厚生農業協同組合連合会
- 3 関係公益事業 労働関係調整法第8条第1項第4号に規定する医療の事業
- 4 調停申請事項 一時金(決算賞与支給率又は額引き上げ)